平成２８年（フ）第８０号
福島市八島町15番18号八巻ハイツ１号棟５号室
債務者　松田　明史
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第６８号
長野県茅野市北山2910番地
債務者　両角　玲子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６６号
長野県飯田市上久堅6752番地
債務者　加藤　美雪
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第７３６号
京都市左京区田中関田町２番地26　関田団地１―103
債務者　亀井　静子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８２６号
京都市山科区上花山坂尻２番地27、前住所京都市山科区西野山桜ノ馬場町22番地10
債務者　ケイズプランニングこと　長町　和以
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５２号
京都市伏見区日野馬場出町22番地　ハイム日野　306号
債務者　清水　俊之
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５３号
京都市伏見区日野馬場出町22番地　ハイム日野　306号
債務者　清水由美子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８６７号
京都府八幡市橋本栗ケ谷40番地の26
債務者　岡崎　　明
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
徳島県徳島市名東町３丁目367番地の２
債務者　鈴江　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３４号
佐賀県鹿島市大字高津原3195番地３、前住所佐賀市久保田町大字久富449番地１
債務者　光浄こと　山口　勝茂
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４１号
佐賀県伊万里市大坪町乙165番地40、前住所名古屋市中区新栄１丁目33番23号　新栄第７ロイヤルマンション1101号
債務者　池田　保幸
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４３号
佐賀県伊万里市大川内町甲3748番地
債務者　山口塗装こと　山口和比古
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８３号
宮城県遠田郡涌谷町字一本柳64番地　町営淡島住宅25号
債務者　門間　修哉
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
金沢市上荒屋４丁目78番地１　市営住宅８棟106号、従前の住所金沢市北町乙78番地９
債務者　今坂　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９１号
福井県あわら市下金屋29―23―88、住民票上の住所福井県あわら市中番第17号20番地55
債務者　細川ひろみ
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
福井市運動公園３丁目803番地
債務者　入江　友子（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
福井県敦賀市新和町１丁目７番１―410号サンブリエ和久野Ⅰ、前住所福井県敦賀市砂流26号５番地の１　ココタイムＣ202
債務者　杉山　茂子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部